

農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年3月29日農林水産省告示第696号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前												
農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 認証を行う機関に関する基準 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1 認証を行う機関に関する基準 <table><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>木質ペレット燃料</td></tr><tr><td><u>アーモンドミルク</u></td></tr></table> 2 （略）	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	木質ペレット燃料	<u>アーモンドミルク</u>	農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準 1 認証を行う機関に関する基準 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第16条第1項第1号（法第36条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1 認証を行う機関に関する基準 <table><tr><th>農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分</th><th>基準</th></tr><tr><td>（略）</td><td rowspan="3">ISO/IEC 17065</td></tr><tr><td>木質ペレット燃料</td></tr><tr><td>（新設）</td></tr></table> 2 （略）	農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準	（略）	ISO/IEC 17065	木質ペレット燃料	（新設）
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17065												
木質ペレット燃料													
<u>アーモンドミルク</u>													
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準												
（略）	ISO/IEC 17065												
木質ペレット燃料													
（新設）													